

子ども発達総合支援センターの利用料金について（令和6年9月1日より改定）

○児童発達支援

（単位：円）

基本単位	児童発達支援センターで行う場合 ※地方公共団体が設置する場合、基本単位×96.5%で計上されます。	
	・区分1：30分以上～1時間30分以下	862
	・区分2：1時間30分超～3時間以下	881
	・区分3：3時間超～5時間以下	922
加算	下記に該当した場合、加算されます。	
	・児童指導員等加配加算	34
	・専門的支援体制加算	22
	・利用者負担上限額管理加算（月1回まで）	150
	・個別サポート加算（Ⅰ）	120
	・個別サポート加算（Ⅱ）	150

※3歳児から5歳児までは無償化対象となりますので、利用者の自己負担はございません。

○放課後等デイサービス

（単位：円）

基本単位	障がい児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	
	・区分1：30分以上～1時間30分以下	287
	・区分2：1時間30分超～3時間以下	305
	・区分3：3時間超～5時間以下	343
加算	下記に該当した場合、加算されます。	
	・専門的支援体制加算	49
	・利用者負担上限額管理加算（月1回まで）	150
	・個別サポート加算（Ⅰ）※ケアニーズの高い障がい児	90
	・個別サポート加算（Ⅰ）※著しく重度の障がい児	120
	・個別サポート加算（Ⅱ）	150
	・個別サポート加算（Ⅲ）	70

○保育所等訪問支援

(単位：円)

基本単位	専門職員が支援を行う場合	1,071
加算	下記に該当した場合、加算されます。	
	・訪問支援員特別加算Ⅰ	850
	・訪問支援員特別加算Ⅱ	700
	・初回加算	200
	・利用者負担上限額管理加算（月1回まで）	150
	・多職種連携支援加算	200

※3歳児から5歳児までは無償化対象となりますので、利用者の自己負担はございません。